変更契約調書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市相差町 2031 番地 10 有限会社マルミ商会 代表取締役 中世古 美善
工 事 名	鳥羽中央公園園路整備工事
工 事 場 所	鳥羽市 大明東町 地内
工 事 種 別	土木工事
変更工事概要	園路整備       L=120m         基盤整備       敷地造成       N=1 式         植栽       植栽工       N=1 式         施設整備       電気設備工       N=1 式         園路広場整備工       N=1 式
当初契約年月日	令和5年5月8日
変更契約年月日	令和5年9月19日
当初工事期間	令和5年5月8日 ~ 令和5年10月4日
変更後工事期間	令和5年5月8日 ~ 令和5年10月4日(元期限通り)
当初契約金額	27, 390, 000 円 (税込み)
変 更 金 額	3,360,500円 (税込み)
変更後の契約金額	30,750,500円(税込み)
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。  1) 施工段階において、園路動線に支障がある電柱等の移設について、関係機関と再協議を行ったところ、移設が困難であることが分かり、平面計画について再検討し、舗装、張芝等の位置や面積の一部を変更する必要が生じたため、数量等の変更を行うものである。  2) 施工段階において、照明器具等の配置を再検討した結果、園路使用時の利便性等を考慮し、一部照明器具等の位置や数量の変更を行うものである。  3) 現場清算により伐採本数、土量及び処分数量を変更するものである。